

○狛江市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱

令和8年3月27日要綱第27号

改正

令和8年7月7日要綱第93号

狛江市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住みやすい環境の確保と災害に強い安全なまちづくりに寄与することを目的として、狭あい道路に接する土地所有者等に対し、道路区域への編入や市道の拡幅につながる測量等に要する費用を助成するに当たり、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路

イ その他幅員が4メートル未満の道路であって、地域の生活環境を改善するために市長が助成をすることが必要と認めたもの

(2) 分筆測量等 市が管理する市道を拡幅し、道路区域に編入することを目的として行う測量、編入後の土地境界図作成、分筆登記、地目変更登記及び簡易舗装工事をいう。

(3) 後退用地 狭あい道路の境界線と狭あい道路の中心から2メートル後退した線との間にある土地をいう。

(4) 隅切り用地 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条の規定による建築制限を受ける部分の土地で二辺又は一辺が狭あい道路に交わるものをいう。

(助成対象及び助成条件)

第3条 助成の対象となる土地（以下「助成対象地」という。）及び助成条件は、市が管理する狭あい道路及び隅切り用地で、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 道路との境界が確定していること。

(2) 後退用地を分筆後、狛江市道路敷地の寄附等の取扱いに関する規程（昭和46年規程第5号）第2条第2項の規定による道路敷地寄附申請書を市長に提出すること。

(3) 後退用地の地目を公衆用道路にできること。

(4) 後退用地を簡易舗装すること。

(5) 道路区域に編入後の土地境界図を作成すること。

(6) 助成対象費用について他の制度による助成を受けていないこと。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 助成対象地の所有者（以下「土地所有者」という。）

イ 土地所有者と売買契約を締結した者であって、当該土地の引渡前のもの

(2) 当該土地所有者が既に納期の経過した狛江市税を完納していること。この場合において、共有土地については、共有者全員が狛江市税を完納していること。

(適用除外)

第5条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 法及び関係法令に適合しない建築行為を伴うとき。

(2) 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第33条に規定する事業を行うとき。

(3) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が行うとき。

(助成金の額)

第6条 助成金額は、分筆測量等に要する費用の3分の2又は66万6千円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で助成するものとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の助成金額のうち、各費用項目ごとの上限額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。ただし、第3号については、狛江市まちづくり条例第67条第1項に規定する事業を行う場合は、助成しない。

(1) 測量及び土地境界図作成 45万円

(2) 分筆及び地目変更登記 20万円

(3) 簡易舗装工事 35万円

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、分筆測量等の契約締結前までに、狛江市狭あい道路拡幅整備助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

2 助成金の年度毎の交付申請期限は、当該年度の12月15日までとする。ただし、12月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに助成の可否を決定し、狛江市狭あい道路拡幅整備助成金交付決定通知書（第2号様式）又は狛江市狭あい道路拡幅整備助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をする場合には、条件を付することができる。

(分筆測量等の実施)

第9条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、交付の決定があった後に、分筆測量等の契約を締結するものとする。

2 助成対象者は、交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに、分筆測量等を完了させるものとする。

（分筆測量等の変更又は中止）

第10条 助成対象者は、交付決定の内容を変更又は中止するときは、狛江市狭あい道路拡幅整備助成金変更等承認申請書（第4号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、狛江市狭あい道路拡幅整備助成金変更等承認通知書（第5号様式）又は狛江市狭あい道路拡幅整備助成金変更等不承認通知書（第6号様式）により助成対象者に通知するものとする。

（完了報告及び寄附申請）

第11条 助成対象者は、分筆測量等を完了したときは、狛江市狭あい道路拡幅整備完了報告書（第7号様式）に、必要な書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、助成対象者は、第3条第2号の規定による道路敷地寄附申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、第8条第1項に規定する助成金の交付決定の内容及びこれに対する条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、狛江市狭あい道路拡幅整備助成金額確定通知書（第8号様式）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第13条 助成対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、狛江市狭あい道路拡幅整備助成金請求書（第9号様式）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付する。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第14条 市長は、助成対象者が偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、その交付決定の全部又は一部を取り消し、狛江市狭あい道路拡幅整備助成金交付取消決定通知書（第10号様式）により当該助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（令和 8 年 7 月 7 日要綱第93号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年 3 月31日限り、その効力を失う。

第 1 号様式から第10号様式まで（省略）